

# 令和 9 年度版 児童クラブ利用のしおり

このしおりには児童クラブを利用するうえで大事なことが書かれています。よくお読みいただき、児童クラブを利用する間は大切に保管してください。

お問い合わせ先

|             |            |        |
|-------------|------------|--------|
| 利根町役場       | 子育て支援課     | 子ども福祉係 |
| 〒300-1696   | 利根町布川841-1 |        |
| Tel 68-2211 | 内線 145     |        |

## 《目次》

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1. 児童クラブとは                 | 3  |
| 2. 支援の内容                   | 3  |
| 3. 対象児童                    | 3  |
| 4. 開級時間                    | 4  |
| 5. 閉級日                     | 4  |
| 6. 入級の手続き                  | 4  |
| 7. 入級してからの手続き（退級，利用休止，変更等） | 5  |
| 8. 利用料（児童クラブ費）             | 5  |
| 9. 傷害保険                    | 6  |
| 10. 家庭との連絡                 | 6  |
| 11. 病気，障がいについて             | 7  |
| 12. 登・下校について               | 7  |
| 13. 持ち物について                | 8  |
| 14. 活動内容                   | 8  |
| 15. 災害発生時（地震，風水害等）の対応について  | 9  |
| 16. 土曜日の利用について             | 9  |
| 17. その他                    | 10 |

※各クラブにおいて扱いの異なる事項については，クラブでの指示にしたがってください。

## 1. 児童クラブとは

放課後の児童が帰宅する時間帯に保護者が仕事または病気などのため、昼間家庭にいない児童に保護者が帰宅するまでの時間、適切な遊びと生活の場を提供し児童の健全育成を図るものです。

児童が安心して過ごせる生活の場として、児童クラブは町内3か所に設置されています。

なお、**保護者の勤務が休みで家庭保育が可能な日は、家庭での保育をお願いします。**

## 2. 支援の内容

児童クラブの支援員が、みんなで楽しく過ごすための基本的な生活習慣の支援やゲーム、ボール遊びなどを行うことで、集団生活や遊びという多様な経験を通じて、児童の自主性、社会性、創造性の向上を図ることを目的としています。

なお、児童クラブは、宿題の時間を設けていますが、学校や学習塾とは異なるため、学習指導は行いません。

支援員は原則、1教室につき2名体制とし、状況に応じて増員しています。

## 3. 対象児童

町内の小学校に就学しており、かつ次のいずれかの要件に該当する児童を対象にしています。

### (1) 保護者が、仕事等の事情により昼間家庭にいない児童

就労の場合は月64時間以上勤務で、児童の帰宅時間に保護者及び同じ世帯（同一敷地内の別家屋を含む。）に保育にあたることが可能な親族（祖父母等）がいない場合

### (2) 保護者の疾病、出産、看護・介護等の事由により、家庭で保育が受けられないと認められる児童

ただし、次の児童は入級できない場合があります。

- ・ 病気中の児童や心身が虚弱で集団の保育に耐えられないと認められる児童
- ・ 食事や排せつが一人でできない児童
- ・ 利用料（児童クラブ費）に未納がある家庭の児童
- ・ その他、児童クラブの運営に支障があると認められる児童

※ 新1年生につきましても年度当初（4月1日）から利用できます。

※ 学校長期休業期間中のみ利用することもできます。

※ 入級日は、原則として月初めの日としております。

※ **申込み多数の場合には、利用調整を行う場合があります。**

（低学年優先や就労状況等により、入級者を決定します）

※ 私的な用事では、お預かりできません。

#### 4. 開級時間

・平日は学校の下校時刻（学校行事により下校時刻が変更となる場合はその時刻）から午後6時30分までとなります。

・土曜日及び長期休業期間（夏・冬・春休み）は午前8時から午後6時30分までとなります。

※土曜日は原則，利根小学校児童クラブに集約して実施しています。

（例外あり）

※児童のお迎えは開級時間内厳守で，勤務等が終了後すみやかにお願いします。

入級先は，利根小学校児童クラブ，文児童クラブ，文間児童クラブのいずれかになります。

※入級先については，各クラブの定員，児童の地区等により決定いたします。

※文児童クラブ・文間児童クラブについては，授業終了後，スクールバスにて各クラブまで送迎します。

#### 5. 閉級日

日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

お盆（8月13日～15日）

※台風等の災害により学校が休校になった場合は，児童クラブも閉級します。

※インフルエンザ等で学級・学年閉鎖となった場合，その学級・学年の児童は受け入れできません。

※その他，臨時で閉級する場合があります。

#### 6. 入級の手続き

児童クラブへの入級は，入級申込書に保護者及び同居家族（高校生以上65歳未満の方）全員の就労証明書（保護者の疾病等の理由による場合は診断書，就学の場合は学生証の写し等，状況が確認できる書類）を添え，指定期日までに子育て支援課に提出してください。（年度途中での申請の場合は，入級を希望する前月の10日（閉庁日の場合はその前日）までに提出してください。）

入級を決定した方には，別途通知いたします。申込みが定員を超える場合には，優先順位（低学年の児童を優先等の基準があります。）により決定いたします。児童クラブの入級状況により，お申込みいただいても入級できない場合がありますのでご了承ください。

## 7. 入級してからの手続き（退級、利用休止、変更等）

### 《退級（利用の取消）》

退級しようとする場合は、速やかに『退級届』を提出してください。

また、次に該当すると認められた場合は、利用を取り消します。

- (1) 保護者による保育が受けられるようになったとき。（仕事を辞めたとき等）
- (2) 保護者が正当な理由なくクラブ費を3ヶ月以上滞納したとき。
- (3) 健康又は行動に著しい問題がある等、児童が集団活動に不適切であると認められたとき。
- (4) その他、「利根町児童クラブの設置及び管理に関する条例」の第9条に該当するとき。

◎ 3か月間ご利用がない場合は、退級扱いとさせていただきます。 利用が必要となった場合は再度申請してください。

※児童クラブには定員がありますので、本当に利用したい方が利用できなくなってしまうます。児童クラブの趣旨をご理解の上ご利用願います。

### 《利用休止》

特別な事情があり、1か月以上利用しない場合は、利用しない月の前月末までに『利用休止届』を提出し、利用再開日を必ずご連絡ください。長期休み期間中に利用しない場合も提出してください。

※提出が遅れますと、利用しなくても利用料が発生しますのでご注意ください。

### 《変更》

保護者の勤務先、勤務時間、住所、氏名、児童の健康状態など、申込時の内容に変更があった場合は、必ず『変更届』を子育て支援課まで提出していただき、必要に応じて新しい就労証明書等を添付してください。

※携帯電話等の連絡先に変更があった場合も必ず知らせてください。

※通年の利用を学校長期休業期間中のみ利用に変更する場合や、申込時土曜日の利用はしないとしていたが、就労等の都合上、利用しなければならなくなった場合は変更届を提出してください。

※各届出書は子育て支援課、各児童クラブに用意しています。

※各届出書の提出先は子育て支援課になります。

## 8. 利用料（児童クラブ費）

- (1) 月額5,000円。（8月のみ7,000円）

（同じ月にきょうだい2人以上で利用した場合、2人目以降半額）

- (2) 利用料は翌月の15日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に常陽銀行の口座から引落しいたします。振替口座登録をしていない方または登録口座

を変更される方は、「利根町税等納付書送付依頼書」（子育て支援課窓口，常陽銀行利根支店窓口に備えてあります）に必要事項をご記入のうえ，通帳と届出印をお持ちになり常陽銀行の窓口に提出してください。

毎月確実に引落としができますようご協力をお願いします。なお，残高不足等により引落とし出来なかった場合は，納付書を送らせていただきますので，納付書に記載されている期日までにお支払いください。

- (3) クラブ費の滞納が続きますと，児童手当を窓口での現金払いにして滞納分のクラブ費の支払いに充当させていただくことがあります。また，児童クラブ利用の停止や，退級していただくこともあります。
- (4) 家族全員の町民税が非課税のひとり親世帯，または生活保護受給世帯は，クラブ費が免除になります。免除申請が必要となりますので，該当すると思われる方は申し出てください。なお，所得の申告がないと免除判定ができませんので，必ず申告してください。（令和 9 年 1 月 1 日時点で利根町外にお住まいの方で，家族全員の住民税が非課税となっているひとり親世帯につきましては，全員分の非課税証明書を提出してください。）

## 9. 傷害保険

児童クラブ利用中の万が一の怪我等に備え，児童は全員，傷害保険に加入していただきます。保険料（年額 8 0 0 円）につきましては，入級決定後利用日前にお支払いいただきます。児童クラブ利用中に怪我等された場合は，保険金の請求ができますので，子育て支援課にご連絡ください。

※保険料は年度途中で退級されても払い戻しはできません。

## 10. 家庭との連絡

児童クラブの専用アプリ（または電話）を通じて，連絡させていただきます。

※専用アプリのインストール方法は，入級許可通知に同封いたします。

※専用アプリが利用できない場合は，連絡帳等にて別途対応いたします。

- (1) 欠席する場合は，専用アプリにて，当日の午前 1 0 時までに必ず欠席登録をお願いします。連絡が午前 1 0 時を過ぎてしまう場合は，役場子育て支援課と利根小学校にお電話にてご連絡ください。

※下校時のスクールバス手配の都合上，当日の午前 1 0 時までに欠席の登録がなく，欠席の確認ができない場合は，児童クラブでお預かりしますのでご注意ください。

※欠席の連絡については，児童の口頭での連絡は認めませんので，必ず専用アプリを利用して連絡してください。

- (2) 都合によりお迎え予定時間に変更がある場合は，専用アプリまたは電話にて連絡してください。

(3) お迎えの方が変更になる場合は、専用アプリまたは電話にて氏名、児童との関係等を連絡してください。

(4) 次の場合は、各児童クラブから保護者の緊急連絡先へ、専用アプリまたは電話にて連絡をさせていただきます。状況によっては、至急迎えに来ていただく場合がございます。

- ・ 児童が発熱（37.5度以上）や腹痛等により体調を崩している場合
- ・ 児童が大きな怪我をした場合
- ・ その他、支援員が連絡を必要と判断した場合

#### 1 1. 病気、障がいについて

児童に持病、障がい等がある場合または、疾病等で不安がある場合は前もってお知らせください。

集団生活の場である児童クラブにおいて、感染症の集団発生・まん延を防止するため、学校保健安全法施行規則において規定されている感染症にかかった場合は、必ず児童クラブの支援員に連絡し、利用を控えていただきますようお願いいたします。それ以外の感染症の場合でも、医師の指示に従い、児童の体調が悪いときは利用を控えていただきますようお願いいたします。利用再開される場合は、医師の診断のもと、完治されたことを必ず児童クラブに連絡願います。

インフルエンザを含む感染症等で学級・学年が閉鎖になったクラスの児童は受け入れできません。（閉鎖期間に土曜日が含まれている場合は、土曜日の児童クラブでも受け入れできません。）また、学校が臨時休校になった場合は、児童クラブも閉級となります。

#### 1 2. 登・下校について

帰宅時には、原則として保護者のお迎え（土曜日、夏休み、冬休み、春休み期間中は、送り迎え）が必要です。

お迎えは、保護者の方のお仕事等が終わり次第すみやかにお願いします。また、必ず開級時間内（午後 6 時 3 0 分まで）に退室できるようにお越してください。なお、突発的な事情によりお迎えが遅れる場合は、各児童クラブまで必ず連絡をしてください。

送り迎えは、犯罪や交通事故等から児童を守るため、保護者が児童を児童クラブ支援員へ直接受け渡しするようにお願いします。また、入級申込書に記入いただいている方以外の方への引渡しは行いません。お迎えが記入者以外の方となる場合は、専用アプリまたは電話にて各児童クラブまでお知らせください。

なお、お迎えに来られる方の身分証明書をご提示いただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

やむを得ず時間内に保護者のお迎えができず、高学年のきょうだいの下校に

合わせ、きょうだいと一緒に下校班で帰宅する場合は、事前に『児童の迎えに関する届出書』の提出が必要です。下校に当たっては安全について十分な指導をお願いします。

児童の安全確保のため、土曜日、夏休み、冬休み、春休み期間中の送り迎えについては中学生以上の方が行ってください。なお、送迎時、自転車利用は禁止とさせていただきます。

お迎えの際には、児童がスムーズに下校できますようご協力をお願いいたします。

なお、お迎えの際の駐車場につきましては、各児童クラブによって異なりますので、各児童クラブの支援員にお尋ねください。

### 1 3. 持ち物について

下記の物をお持ちください。

○着替え一式【服を上下、下着、靴下】（汚れた洋服を入れるビニール袋を必ず入れてください）。夏休み中は、複数枚用意してください。

○夏季は必ず帽子を持たせてください。

○お手拭きタオルまたは、ハンカチ

○おやつ

- ・名前を書いた袋に入れて、前日のお迎えの時に持ってきてください。

- ・中身は 100 円程度を目安としてください。

- ・おやつの種類によっては禁止している物もあります。各児童クラブによって異なりますので、支援員にお尋ねください。

- ・おやつの賞味期限にご注意ください。

○給食のない日はお弁当・水筒をお持ちください。

※その他、各児童クラブで必要な物がございます。詳しくは支援員にお問い合わせください。

※持ち物には、全て名前を書いてください。紛失等については一切責任を負えません。

※児童クラブには小遣い、玩具、まんが本など、学校へ持って行ってはいけない物や無くなつては困るものは持たせないでください。土曜日や長期休業期間等の授業のない日のみおもちゃ等の持参も認めていますが、破損、盗難等については一切責任を負えません。

詳しくは各クラブでの指示にしたがってください。

### 1 4. 活動内容

児童クラブでは下記の活動をしています。クラブによって宿題、おやつ、自由遊びの順序、時間が異なります。（各クラブに掲示してあります。）

入室：学校の授業終了後、クラブを利用する児童は各々のクラブへ移動します。事前に各児童クラブの出欠予定を確認し、下校バスへの乗車等を振り分けますので、欠席される場合は、当日の午前１０時までに専用アプリでの欠席登録をお願いします。

※連絡が午前１０時を過ぎてしまう場合はアプリで欠席登録をし、役場子育て支援課・利根小学校までお電話にてご連絡ください。

宿題：学校の宿題をする時間を設けています。なお、支援員は学習指導は行いません。

おやつ：お迎えのときに翌日のおやつをお預かりします。土曜日や長期休業期間は、当日お持ちいただいて構いません。おやつの取扱い等については、各児童クラブで異なりますので、案内に従ってください。

自由遊び：晴れの日には、気温状況により、室外で遊ぶことがあります。

児童クラブによっては、「子ども英語教室」や「読み聞かせ」を実施することもあります。

#### 1 5．災害発生時（地震、風水害等）の対応について

災害等の緊急時には、専用アプリにてお知らせします。

- (1) 災害や感染症等で学校が臨時休校になった場合、児童クラブは閉級となります。
- (2) 災害等により、児童クラブ開級時間前に一斉下校（短縮授業）等になった場合も閉級となります。
- (3) 児童クラブが開級した後に地震、風水害等が発生した場合、閉級時間を繰り上げることがあります。その場合は、専用アプリにてお知らせします。仕事や交通事情等により保護者の到着が遅れることが予想されますが、遅れて迎えに来る場合でも、引き渡しまでは児童を保護しておりますので、速やかに迎えに来てください。状況によっては、一時避難場所に避難して保護者の迎えを待ちます。この場合、児童クラブの入口等に避難場所を掲示するとともに、専用アプリを通してお知らせいたします。

※災害時は電話の不通等が予測されますので、状況によっては自主的なお迎えをお願いいたします。

#### 1 6．土曜日の利用について

土曜日は、１箇所に集約して開級します。利用する場合は、あらかじめ利用登録が必要となります。

・土曜日の開級場所

**利根小学校児童クラブ TEL 090-5767-4434**

送迎につきましては、保護者の方でお願いいたします。

土曜日の利用登録をされている方は、毎週土曜日ごとに利用の有無について、前日までに各児童クラブの支援員にお伝えください。

当日になり、急遽利用が不要になった場合は、午前10時までに利根小学校児童クラブまで専用アプリまたはお電話にて必ずお知らせください。

電話が留守電となった場合は、「児童名」，「学年」，「欠席する旨」を録音してください。午前10時までは支援員が待機していますが，利用者がいない場合は閉級いたします。

お昼の時間を越えて利用される場合は，お弁当が必要です。

出勤する支援員は，3つの児童クラブの支援員が当番で担当します。

当日の天気，気温に合わせて上着，着替え，水筒等をご用意ください。

※年度途中で土曜日の利用が必要・不要になった場合は、『変更届』を提出してください。なお，土曜日の利用登録につきましては，就労等で土曜日の利用が本当に必要な方のみご登録いただきますようご協力をお願いいたします。

※土曜日の利用登録がない方で，仕事の都合等により突発的に土曜日の利用が必要になった場合は，事前に子育て支援課の許可を受けてください。

※仕事が休み等，家庭保育が可能な場合は利用できません。留守家庭の児童が対象という児童クラブの趣旨をご理解のうえ利用してください。

## 17. その他

※児童が故意に施設の備品等を破損させた場合は，修理に要する費用をいただく場合があります。

※町の広報やメディア等の写真撮影，取材等が児童クラブで行われる場合があります。その際はご協力をお願いいたします。写真撮影・取材等に問題がある場合は，支援員へご相談ください。

| 各児童クラブの場所                                     | 電話番号<br>※開級時間外は留守電対応 |
|-----------------------------------------------|----------------------|
| 利根小学校児童クラブ<br>布川 4230 番地<br>(給食室東側児童クラブ専用教室)  | 090-5767-4434        |
| 文児童クラブ<br>下曾根 254 番地<br>(健康等増進複合施設 2 階)       | 080-2056-2051        |
| 文間児童クラブ<br>大房 323 番地 1<br>(旧文間小駐車場内児童クラブ専用教室) | 080-2056-2249        |

※連絡の際は，自身の利用している児童クラブを確認のうえ，お間違えのないよう注意してください。